

日田市規則第27号

日田市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

日田市長 椋野 美智子

日田市税条例施行規則の一部を改正する規則

日田市税条例施行規則（昭和32年規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
（証票及び文書等の様式）				（証票及び文書等の様式）			
第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）、条例及びこの規則に規定する証票及び文書等の様式は、次の表に掲げるところによるものとする。				第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）、条例及びこの規則に規定する証票及び文書等の様式は、次の表に掲げるところによるものとする。			
号	名称	様式番号	根拠条文	号	名称	様式番号	根拠条文

略			
40	軽自動車税納税通知書兼 領収証書	様式第40 号	法第463条の18
41	削除		
42	削除		
43	削除		
44	軽自動車税申告（報告）書 兼標識交付申請書（原動機 付自転車・小型特殊自動 車）	様式第44 号	条例第91条第1項 及び第2項
44 の 2	軽自動車税廃車申告書兼 標識返納書（原動機付自転 車・小型特殊自動車）	様式第44 号の2	条例第91条第6項

略			
65	削除		
65 の 2	軽自動車税減免申請書（公 益減免）	様式第65 号の2	条例第89条第2項
65 の 3	軽自動車税減免申請書（身 体障害者等減免用）	様式第65 号の3	条例第90条第2項

略			
40	軽自動車税種別割納税通 知書兼領収証書	様式第40 号	法第463条の18
41	軽自動車税種別割申告書	様式第41 号	条例第87条第1項
42	軽自動車税種別割廃車申 告書	様式第42 号	条例第87条第3項
43	軽自動車税種別割変更申 告書	様式第43 号	条例第87条第2項
44	軽自動車税種別割申告（報 告）書兼標識交付申請書 （原動機付自転車・小型特 殊自動車）	様式第44 号	条例第91条第1項 及び第2項

略			
65	軽自動車税環境性能割減 免申請書	様式第65 号	条例第81条の8第 2項
65 の 2	軽自動車税種別割減免申 請書（公益減免）	様式第65 号の2	条例第89条第2項
65 の 3	軽自動車税種別割減免申 請書（身体障害者等減免 用）	様式第65 号の3	条例第90条第2項

65 の 4	軽自動車税減免申請書（身障者用構造車減免用）	様式第65 号の4	条例第90条第3項
略			

65 の 4	軽自動車税種別割減免申請書（身障者用構造車減免用）	様式第65 号の4	条例第90条第3項
略			

（公的医療機関に係る環境性能割の減免）

第8条 条例第81条の8第1項第1号の規定に該当する軽自動車の取得に対しては、当該軽自動車の取得に係る環境性能割の全額を免除する。

（身体障害者等に係る環境性能割の減免）

第8条の2 条例第81条の8第1項第2号の規定に該当する軽自動車の取得に対しては、自家用の軽自動車の取得に限り、当該軽自動車の取得に係る環境性能割額のうち次に掲げる額のうちいずれか少ない額を減免する。ただし、法第177条の17の規定による県の条例の定めるところにより当該減免の対象となる条例第81条の8第1項第2号に規定する身体障害者等（以下「身体障害者等」という。）のための自動車に係る自動車税種別割が減免されている場合（当該自動車に係る自動車届出済証の記載事項が変更された場合（当該自動車が譲渡された場合に限る。）又は返納された場合を除く。）は、この限りでない。

(1) 当該軽自動車の取得に係る環境性能割の額

(2) 250万円に障害を有する者が運転するため又は当該者の利用に供するための当該軽自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した金額を加算した額に当該軽自動車の取得に対して課すべき環境性能割の税率を乗じて得た額

2 前項の規定により身体障害者等のための環境性能割の減免を受けた場合又は法第167条の規定による県の条例の定めるところにより当該減免の対象となる身体障害者等のための自動車に係る自動車税環境性能割が減免されている場合において、当該減免に係る自動車を所有しているときにあってはその間、当該減免に係る自動車を所有しなくなったときにあってはその取得の日から1年（当該自動車の取得が最初の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録又は最初の同法第59条の規定による検査（検査対象自動車に係るものに限る。）に係るものである場合にあっては2年）以内に行った当該身体障害者等のための新たな軽自動車の取得に係る環境性能割は、減免しない。ただし、新たな軽自動車の取得が次に掲げる取得である場合は、この限りでない。

(1) 道路運送車両法第15条第1項の規定に基づく永久抹消登録がされた自動車に代わる軽自動車の取得

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受け、又は盗難にかかった自動車に代わる軽自動車の取得

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める軽自動車の取得

(身体障害者の範囲)

第8条の3 条例第81条の8第1項第2号の身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの（条例第81条の8第1項第2号に規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する軽自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合にあっては、障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級に該当する者（他の障害を重複する場合は身体障害者手帳の等級が1級又は2級に該当する者を除く。）、体幹不自由については5級に該当する者及び乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について4級から6級までの各級に該当する者（他の障害を重複する場合は身体障害者手帳の等級が1級又は2級に該当する者を除く。）を除く。）

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級

平衡機能障害	3 級	
音声機能障害	3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	1 級及び 2 級	
下肢不自由	1 級から 6 級までの各級	
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級	
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 6 級までの各級
心臓機能障害	1 級及び 3 級	
じん臓機能障害	1 級及び 3 級	
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級	
ぼうこう又は直腸 の機能障害	1 級及び 3 級	
小腸機能障害	1 級及び 3 級	
ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫機 能障害	1 級から 3 級までの各級	
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項及び第2項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1

号表の2又は第1号表の3に規定する重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者（条例第81条の8第1項第2号に規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する軽自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合にあつては、障害の程度が下肢不自由について第4項症から第6項症までの各項症並びに第1款症から第3款症までの各款症に該当する者並びに体幹不自由について第5項症及び第6項症並びに第1款症から第3款症までの各款症に該当する者を除く。）

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(精神障害者の範囲)

第8条の4 条例第81条の8第1項第2号の精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度がA1又はA2と判定されたもの
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を有するもの

(種別割の減免)

第8条の5 条例第89条第1項及び第90条第1項の規定による種別割の減免は、税額を免除するものとする。

(軽自動車税の減免)

第8条 条例第89条第1項及び第90条第1項の規定による軽自動車税の減免は、税額を免除するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。